



災害に便乗した悪質商法にご注意ください！

大雨や地震などの災害に便乗した悪質商法によるトラブルが全国で多発しています。相談事例や被害に遭わないためのポイントなどをお知らせします。【問】消費生活センター ☎624-4111

実際の相談事例

事例① 豪雨災害の後、訪問業者に「火災保険で修理できる。契約したらキャッシュバックする」

「隣家が工事をしているので今なら安くできる」などと勧誘された。隣家は経年劣化で壊れた箇所も保険での修理を促されたようだ。



事例② ポストに「火災保険を使って自己負担なしで自宅の修理ができる」という書類が投函されていた。希望しない場合にも書類を回収しに来るとして訪問予定日が記載されている。どう対応したらよいか。

被害に遭わないために

- 訪問業者に契約を迫られてもその場では決めず、工事などを実施する場合も複数の業者から見積もりを取りましょう
- 保険金を使用する場合は、工事契約前に自分で加入している損害保険会社に相談しましょう
- 契約後でも、8日以内であれば契約を解除（クーリングオフ）できる場合があります



クーリングオフについて詳しくは▶

